

答 申 第 79 号

平成13年10月23日

千葉県教育委員会

委員長 免 出 都司夫 様

千葉県情報公開審査会

委員長 鶴 岡 稔 男

異議申立てに対する決定について（答申）

平成9年3月31日付け教総第694号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成9年2月17日付けで異議申立人から提起された、平成9年1月20日付け教総第55号の108で行った公文書非公開決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成9年1月20日付け教総第55号の108で行った「平成9年度県立学校事務職員定数要望書」（以下「本件要望書」という。）の公文書非公開決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

ア 本件要望書で非公開とされている部分は、いわゆる業務の円滑な執行が困難となる特別な事情がある場合に限って、県立高校から要望書を提出させたものである。

仮に、これらの要望内容に客観的、合理的な理由があるならば公開すべきである。

イ 県の実施機関で働く限りにおいて、当該職務との関係においては個人に関する情報ではなく、例え個人名が明らかになったとしても、それは行政の一部であり、公開すべきである。

ウ 実施機関は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）第11条第7号該当として「行政情報として未成熟な情報が含まれる」と主張するが、どの部分が未成熟であるか具体的に主張していない。

また、「公開することにより、誤解や混乱を与える」というが、だれに、どの部分を、どのような誤解や混乱を導くのが主張されていない。

エ 実施機関は、旧条例第11条第8号該当として、本件要望書を公開すると「今後学校側から率直な要望を得ることが困難になる」と主張するが、人事要望自体が人事行

政において正当なものであれば、何も県民の目に触れないところで行う必要は全くなく公開すべきである。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

本件要望書は、各県立学校の事務職員数の決定の際に参考とするため、各学校における特殊事情に関する要望理由及びその説明等を具体的に記載しているものであり、旧条例第11条第2号、第7号及び第8号に該当するものとして非公開としたものである。

(1) 旧条例第11条第2号該当性について

本件要望書はその性質上、要望の理由に係る事務職員の個人に関する情報を含んでいるものであり、県職員録や学校要覧とを組み合わせることにより特定個人が識別され、又は識別され得る可能性があるものである。

(2) 旧条例第11条第2号ただし書該当性について

本件要望書は、法令等の定めるところにより何人でも閲覧できるものではなく、また、実施機関が作成した情報ではあるが公表を目的としたものではなく、さらに、法令等に基づく、許可、免許、届出等の際の実施機関が作成し、又は収受した情報で、県民の生命、身体、健康、生活等を保護し、公共安全を確保するために公開することが公益上必要と認められるものに該当するものでもない。

よって、ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないものである。

(3) 本件要望書は、平成9年度当初予算要求に係る項目で行政としては未成熟な情報であり、公開することによって、県民に誤解や混乱を招くおそれがある。

また、各県立学校の事務職員数を決定するための検討過程の資料であることから、本件要望書を公開することによって、様々な憶測が飛び交う等各学校に無用の混乱を起こす可能性がある。

さらに、本件要望書が公開されることにより、実施機関と各学校の正確な情報の交換が妨げられ、結果として各県立学校の事務職員数の決定に係る意思形成に著しい支障が生ずる。

(4) 旧条例第11条第8号該当性について

ア 本件要望書は、要望に係る当該学校の特殊事情に関する情報を含んでいるものであり、内容によっては学校運営上公表を差し控える性質のものも含まれており、特定の

職務上の立場にあるもの以外には目に触れることはない文書であるという前提に立ち、各学校において抱える特殊事情が事務職員数の決定に当たって配慮を要する事項である場合に記載されるものである。

イ これが公開されると、今後、特殊事情を抱えている学校から率直な要望がなされなくなり、各学校事情に応じた適正な事務職員数を決定する事務の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずることとなる。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件要望書について

本件要望書は、平成9年度の事務職員数について特に要望が必要と判断した県立学校から提出された要望書であり、学校番号、学校名、要望理由及び説明欄から構成されている。

(2) 旧条例第11条第8号該当性について

実施機関は、本件要望書に記録されている情報が本号に該当すると主張するので以下検討する。

ア 旧条例第11条第8号前段該当性について

本件要望書は、平成9年度の事務職員数について特に要望が必要と判断した県立学校が、指定された様式により作成し教育庁総務企画課に回答した文書で、各学校の抱える事情が一樣ではなく、限られた予算の中で、実施機関においては事務職員数の必要性を総合的・多角的に検討し、各学校ごとの配置を決定するための、人事、組織を伴う内部管理に係る事務事業に関係する情報であり、本号前段の情報に該当するものと認められる。

イ 旧条例第11条第8号後段該当性について

実施機関は、本件要望書を公開すると、特殊事情を抱えている各学校から率直な要望がなされなくなり、各学校事情に応じた適正な事務職員数を決定する事務の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずる旨を主張するので検討する。

(7) 各学校の事務職員数は、「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員の標準等に関する法律」によるもののほか、特に必要と判断した学校からの要望を聞き決定さ

れるものであるが、その内容も、例えば、授業料の遅延滞納及び生徒の遅刻欠席の対応等、一般的に学校運営に不利益になると考えられるものもある。

このような学校に不利益な情報を公開することになれば、当該学校は「非常に問題が多い学校」などと一般県民から一方的にマイナスの評価を受け、受験者の減少等、学校運営に著しい支障が生ずることが予想される。

(イ) こうした状況になれば、前述の学校運営への支障を恐れて、学校が本来記載すべき特殊事情を記載しないなど、率直な要望がなされなくなり、各学校の特殊事情の有無が判明しないこととなるので、各学校事情に応じた適正な事務職員の配置を図る実施機関の人事事務の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずることになると認められる。

(ウ) また、各学校ごとの情報が一方的に公開されたならば、特に増員された事務職員数をめぐり様々な憶測を呼び、それらが社会一般に拡散するなどの事態が強く懸念される所であり、そのような事態が事務職員数決定事務の公正又は円滑な執行に著しい支障となる蓋然性は相当高いものであると判断され、本号後段の情報に該当するものと認められる。

(3) 結論

以上のとおり、本件要望書に係る情報は、旧条例第11条第8号に該当すると認められるので、その余については判断するまでもなく、本件要望書は公開しないことができるものであって、実施機関の決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
9. 4. 1	諮問書の受理
9. 8. 15	実施機関の理由説明書の受理
9. 11. 26	審議（第81回審査会）
13. 7. 25	審議（第125回審査会）

(参考)

千葉県情報公開審査会委員

氏名	職業等	備考
岩間 昭道	千葉大学教授	
岡部 文彦	弁護士	
鶴岡 稔男	千葉家庭裁判所家事調停委員	委員長
藤井 俊夫	千葉大学教授	

(五十音順：平成13年7月25日現在)